

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年11月22日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市規則第97号

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の施行期日を定める規則

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（令和 5 年名古屋市条例第46号）の施行期日は、令和 6 年12月 2 日とする。